

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

同族会社へ支払った業務委託料等 —必要経費該当性—



依田 孝子 [大森]

はじめに

所得税の確定申告の時期が迫ってきました。個人事業主が、自己が主宰する同族会社へ業務委託料等を支払う場合もあります。今回は、その業務委託料等について、必要経費に算入できるか否かが争われた判決をご紹介します。

I 燃料小売業の業務委託料

平30.4.19大阪地裁判決
(棄却) (控訴) Z888-2201

<事案の概要>

本件は、Aの屋号でLPガス、A重油、灯油等の燃料小売業を営む原告が、平成22年分から平成24年分までの所得税の確定申告において、B社に委託した業務委託料（本件外注費）を必要経費に算入したところ、更正処分等を受けたため争われた事案です。

なお、原告は、平成14年、B社の代表取締役就任時に、Aを営む父の事業専従者から外れましたが、その後も配達販売等の業務に従事し、平成18年、父からAの事業を承継しました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、本件外注費は必要経費に算入できないとして、原告の請求を棄却しました。

① 必要経費該当性（関連性要件及び必要性要件）の判断に当たっては、関係者の主観的判断を基準とするのではなく、客観的な見地から判断すべきであり、また、当該支出の外形や名目等から形式的典型的に判断するのではなく、当該業務の内容、当該支出及びその原因となった契約の内容、支出先と納税者との関係など個別具体的な諸事情に即し、社会通念に従って実質的に判断すべきである。

② 委託業務に関する平成14年の本件取決め又は取引については、契約書等の書面が作成されておらず、契約の重要な要素についても明確に定められて

いないなど、一般的な事業者間の業務委託契約や労働者派遣契約とは明らかに異質のものであることも考慮すると、原告による委託業務の遂行の実質は、B社による役務の提供（業務委託）や労働力の提供（労働者派遣）といったものではなく、正に、原告が自らAの事業主として主体的にその業務を遂行していたものである。

③ そうすると、Aの業務に関し、Aたる原告がB社に対しLPガス等の配達販売等を委託し、B社がこれを遂行し、原告からB社に対し本件外注費が支払われたという形式及び外觀が存在するものの、その実質は、原告が自らAの事業主としてその業務を遂行する一方で、本件取決めに基づく取扱いを継続することにより、本来支払う必要のない事業主自身の労働の対価（報酬）を、「外注配達費」や「人夫派遣費」という名目で本件外注費としてB社に支払っていたものといわざるを得ない。

④ 本件外注費は、社会通念上、Aの業務の遂行上必要であるとはいえず、必要経費該当性の判断基準における必要性要件を欠くものと認められる。

II 不動産賃貸業の業務委託料等

平30.4.12東京地裁判決
(一部認容) Z888-2185

<事案の概要>

原告は、建物5棟及び区分所有のマンション2室を所有し、不動産賃貸業を行っています。本件は、原告が、原告夫妻が取締役を務める同族会社（A社）へ、管理委託契約、賃貸管理委託契約及びコンサルティング委託契約等に基づき支払った管理業務委託料及び修繕費のうち、一部の修繕費、修繕積立金及び貸室リフォーム代金は、原告の不動産所得の計算上必要経費に算入できないとして、更正処分等を受けたことから争われた事案です。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、債務の確定している修繕費及び貸室リフォーム代金は、必要経費に算入することができるとして、更正処分等の一部を取り消しました。

1. 修繕費

管理委託契約上、原告からA社に支払われる「設備の修繕費」は、原告の個別具体的な修繕の指示により修繕がされ、その費用の支払に係る債務が確定するまでは、将来の修繕に備えてA社に預けられているのにもかかわらず、修繕費用支払債務が確定したときに、その合計額が当該年分の必要経費に算入すべきものとなると解される。

原告が管理委託契約に基づきA社に支払った修繕費（月額130,000円）のうち、平成22年分の511,524円及び平成23年分の580,809円については、①原告のA会社に対する修繕費用支払債務が確定し、②その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実（A会社による修繕の実施）が発生し、かつ、③その金額は修繕の実施を裏付ける証拠により合理的に算定することができるものであるから、必要経費に算入すべきものである。

2. 修繕積立金

管理委託契約に基づき、原告がA社に対して支払った修繕積立金（マンションに係るものを除く、月額280,000円）は、同契約に基づく原告の書面による修繕積立金の取崩しの了解がされていない以上、これに係る原告のA社に対する費用支払債務が確定したとはいえないから、必要経費に算入すべきものということとはできない。

3. 貸室リフォーム代金

賃貸管理委託契約上、貸室リフォーム代金（月額220,000円）は、原告とA社との別途の合意によるリフォーム工事等の実施がされ、その費用の支払に係る債務が確定するまでは、将来のリフォーム工事等の実施に備えてA社に預けられているのにもかかわらず、

個々の費用支払債務が確定したときに、その合計額が当該年分の必要経費に算入すべきものとなると解される。

原告が管理委託契約に基づきA社に支払った貸室リフォーム代金のうち、平成22年分の1,508,646円及び平成23年分の1,107,366円は、①原告のA社に対するリフォーム工事等の費用支払債務が確定し、②その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実（A社によるリフォーム工事等の実施）が発生し、かつ、③その金額はリフォーム工事等の実施を裏付ける証拠により合理的に算定することができるものであるから、必要経費に算入すべきものである。

4. コンサルティング委託料

コンサルティング委託契約に係る業務委託料（月額23,500円）は、所得税に関する紛争に係る費用を含むところ、①不動産所得を生ずべき業務の遂行上必要である部分を明らかに区分することができる部分に相当するもの又は②取引の記録等に基づき上記の業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額に相当するものがあると認めるに足りる証拠は見当たらない。そうすると、原告がA社に対して支出したとされるコンサルティング委託料が、必要経費に算入すべき金額に該当するとは認め難い。

おわりに

東京地裁判決では、減価償却費の計算上、土地建物等を一括取得した場合の建物等の取得価額も争点となっていますので、実務の参考にしてください。

TAINSで、上記の判決を検索する場合の「検索ワード」は、「業務委託料」「業務委託費」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する
消費税改正の対策は
お済みですか？

しっかりと
対応しましょう！

2019年
10月から

消費税が
10%に



MJSイメージキャラクター
菊川 怜

消費税のことなら

税務に強い

MJS!
ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- 消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象*
- 2019年5月の新元号にも対応



*[MJS LINK NX-Plus 販売大将][Galileopt NX-Plus 販売大将][ACELINK NX-CE 販売]は軽減税率対策補助金対象のソフトです。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。